

第 451 回 東京地方最低賃金審議会 資 料（その 1）

（目 次）

東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示 （令和 7 年 8 月 7 日 東京労働局一般公示第 207 号） ……………	1
東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧 ……………	2
東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書（写） ……………	4

東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示

東京労働局一般公示第207号

令和7年8月7日東京地方最低賃金審議会から東京都最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、東京都の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項の規定に基づき令和7年8月22日までに東京労働局長あて（東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年8月7日

東京労働局長 増田 嗣郎

記

東京都最低賃金の改正決定に係る東京地方最低賃金審議会の意見の要旨

東京都最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
東京都の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,226円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧

(受付日順、五十音順)

(8月12日受付分)

1	建交労	神田支部	4
2	建交労	神田支部 (PGE分会)	5
3	建交労	神田支部 (PGE分会大井班)	6
4	建交労	神田支部 (有明班)	7
5	建交労	神田支部 (コアテクノ分会江東班)	8
6	建交労	神田支部 (コアテクノ分会ロジテクノ班)	9
7	建交労	神田支部 (埼配浮間岩槻分会)	10
8	建交労	神田支部 (辰巳班)	11
9	建交労	神田支部 (東京CS分会)	12
10	建交労	神田支部 (西神田分会)	13
11	東京土建一般労働組合	江東支部	14
12	東京土建一般労働組合	狛江支部	15
13	東京土建一般労働組合	墨田支部	16
14	東京土建一般労働組合	世田谷支部	17
15	東京土建一般労働組合	練馬支部	18
16	東京土建一般労働組合	府中国立支部	19
17	東京土建一般労働組合	三鷹武蔵野支部	20
18	目黒地区労働組合協議会		21

(8月13日受付分)

19	東京土建一般労働組合	豊島支部	22
----	------------	------	----

(8月14日受付分)

20	足立区労働組合総連合		23
21	全労連・全国一般労働組合	東京地方本部	24
22	東京土建一般労働組合	品川支部	25
23	東京土建一般労働組合	渋谷支部	26

(8月15日受付分)

24	東京土建一般労働組合	葛飾支部	27
----	------------	------	----

(8月18日受付分)

25	東京土建一般労働組合	台東支部	28
26	東京土建一般労働組合	八王子支部	29
27	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第一分会)	30
28	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第九分会)	31
29	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第五分会)	32
30	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第三分会)	33
31	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第十分会)	34
32	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第七分会)	35
33	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第二分会)	36
34	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第八分会)	37
35	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第四分会)	38
36	東京土建一般労働組合	八王子支部 (第六分会)	39
37	練馬区労働組合総連合		40

(8月19日受付分)

38	コミュニティユニオン東京	渋谷支部	41
39	渋谷区労働組合総連合		42
40	東京地方労働組合評議会	女性センター	43

(8月20日受付分)

41	最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京		44
----	---------------------	--	----

42	東京医療労働組合連合会	45
43	東京土建一般労働組合	46
44	東京土建一般労働組合	北支部 47
45	東京土建一般労働組合	村山大和支部 48
46	東京土建一般労働組合	目黒支部 49
47	橋本策也（めぐろユニオン）	50
(8月21日受付分)			
48	JMITU	目黒地域支部 56
49	JMITU	東京地方本部 57
50	コミュニティユニオン東京	58
51	生協労連コープネットグループ労働組合	59
52	東京工業大学職員組合	60
53	東京土建一般労働組合	荒川支部 61
54	東京土建一般労働組合	板橋支部 62
55	東京土建一般労働組合	杉並支部 63
56	東京土建一般労働組合	調布支部 64
57	東京土建一般労働組合	港支部 65
58	豊島春闘共闘会議	66
59	目黒自動車交通労働組合	67

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月8日

建交労神團支部

執行委員長 上村誠

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査(NPO団体)では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 8日

建交労神田支部PGE分会

分会長 小川翔平

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査(NPO団体)では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月8日


建交労神田支部PGE分会大井班

班長 土井 匠

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査（NPO団体）では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 8日

建交労神田支部有明班

班長 大塚 唯司

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 63 円引き上げて 1226 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査 (NPO 団体) では、物価高騰で子どもの 3 度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が 6 カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 2000 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 8日

建交労神田支部コアテクノ分会江東班

分会長 前山 尊

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 63 円引き上げて 1226 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査 (NPO 団体) では、物価高騰で子どもの 3 度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が 6 カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 2000 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 8日

建交労神田支部コアテクノ分会ロジテクノ班

分会長 前山尊

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査(NPO団体)では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 8日

建交労神田支部埼配浮間岩槻分会

分会長 石塚和

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査(NPO団体)では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 8日

建交労神田支部辰巳班

班長 久保木 進

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査(NPO団体)では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 8日

建交労神田支部東京CS分会

分会長 海保 敦

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査(NPO団体)では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月8日

建交労神田支部西神田分会

分会長 宇賀神瑞樹

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査（NPO団体）では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

以上

2025年8月8日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合江東支部
執行委員長 富樫 康弘

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、建設業小規模事業所の事業主の声「職人の賃金を上げたい。でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営はたいへん。お客さんや会社に請求しているが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」にある通り、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

土地価格の上昇・物価高・光熱費・材料費高騰など様々な面で、仲間たちの生活は危機に瀕しています。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月8日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合狛江支部
執行委員長 今村 真治

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、建設業小規模事業所の事業主の声「職人の賃金を上げたい。でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営はたいへん。お客さんや会社に請求しているが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」にある通り、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月8日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合墨田支部
執行委員長 藤川 善清

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の6月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は6か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、耐えられません。身心を壊しかねません。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月12日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合世田谷支部
執行委員長 秋元 正眞



8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出されています。食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020年代に1,500円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

ガソリン代や電気代、資材価格も高止まりの状況のなか、建設業従事者は生活費を切り詰めながら、この酷暑の中、命を削って働いています。私たち建設労働者が人間らしく生きていくためには時間額1,226円は安すぎであり、早急な最低賃金時間額1,500円の実現と更なる引き上げを切に求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025年8月8日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合練馬支部
執行委員長 伊藤 慶一郎

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020年代に1,500円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業においても若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。酷暑の中で冷房代を節約するなど耐えられません。身心を壊しかねません。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月8日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合府中国立支部
執行委員長 松本 勇一

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の6月の毎月勤労統計(速報)によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は6か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。『酷暑の中で冷房代を節約している』『食べ盛りのお子どもにお腹いっぱい食べさせられない』などの声が当支部にも寄せられています。

また、当支部は毎月第四土曜日に子ども食堂を定期開催していますが、年々参加者が増加傾向にあります。始めた2022年当初50人程度だった参加者数は、年々増え、今年の6月開催では274人の方が来場しました。この来場者増加の傾向は、現在の実質賃金 downloader 続いている情勢が一定影響していると考えられます。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月8日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部
執行委員長 島村 新

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の6月の毎月勤労統計（速報）によると、実質賃金は6か月連続でマイナスとなっています。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出されています。また、私たち東京土建三鷹武蔵野支部が建設労働者に行ったアンケートでも、現在困っていることに関して3人に1人が「ガソリン価格・資材高騰」、約2割が「賃金・単価が上がらない」と回答しています。

食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020年代に1,500円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年 8月 9日

東京労働局長 増田 嗣郎 様

東京地方最低賃金審議会・改定決定の意見への異議

(組合・団体名) 目黒地区労働組合協議会

(代表者名) 議長 井上 晴雄

8月7日に東京地方最低賃金審議会が、東京労働局長に対して行った、今年10月3日発効予定の東京都最低賃金を、63円引き上げ1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので、異議を申し立てます。

—記—

2025年に、労働組合が行った生計費試算調査によれば、25歳単身者・月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出されています。目黒区でもほぼ同様の状況だと、私たちは実感しています。特に米価をはじめとする食料品などの物価高騰、急激な住居費の上昇により、実質賃金はほとんど増えていません。政府の掲げる「2020年代に最低賃金1,500円」の目標では、とても私たちの生活維持には間に合いません。

現行答申の1,226円では、とてもまともな生活を営むことはできません。日本の最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、特に若者の生活を圧迫し、ケア労働者の仕事への定着をも妨げていることを直視して下さい。

以上のことから、物価高騰を上回る大幅引き上げへと、ただちに改定額の再諮問を行うことを強く要請します。

以上

2025年8月12日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合豊島支部
執行委員長 宮本 卓廣

2025年8月7日、東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に答申した、東京都最低賃金を63円引き上げ、時間額1,226円とする案について、以下の理由から容認できず、異議を申し立てます。

2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者が月150時間働く場合、北区で1,900円、世田谷区では1,977円が必要とされています。現行水準との差は大きく、1,226円では最低限の生活費すら確保できません。物価や家賃の上昇は明らかであり、賃金の伸びがこれを下回る現状を放置すれば、生活の再生産そのものが困難になります。

さらに、厚生労働省が公表した2024年のOECDデータによれば、一般労働者の賃金中央値に対する日本の最低賃金の割合は46.8%にとどまっています。これはフランス(62.5%)、イギリス(61.1%)、ドイツ(52.6%)など主要国と比較して著しく低い水準です。国際的な賃金水準の中で、日本だけが低位にとどまる合理的理由は見当たりません。

以上の理由から、今回の改定案は生活実態・国際比較の両面から見て不十分であり、速やかに改定金額の諮問をやり直すことを強く求めます。

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月12日

足立区労働組合総連合
議長 大滝慶司

異議申し出書

去る8月7日、東京地方最低賃金審議会が、東京の最低賃金について、「63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申を行ったことに対して異議を申立てます。

答申は、中央最低賃金審議会の今年の日安額通りの引き上げにとどまっています。足立区労連は、先に提出した東京都最低賃金審議会への意見書において、東京春闘共同会議が行った「最低生計費調査」の結果から、東京で単身の若者が生活していくには、時間額1900円以上が必要であり、早急に時間額2000円に到達させるべきであることを申し出ました。中央最賃の日安通りの63円の引き上げでは、私たちの生活実態からすれば到底納得できる水準ではありません。

私たち足立区労連にはたくさんの労働相談が寄せられていますが、多くの非正規労働者は最低賃金近傍で働いているのが実態です。異常な物価高騰のもとで、「ダブルワークで働いても生活が苦しい」「子どもの学校給食がなくなる夏休みが本当につらい」「酷暑でも電気代が心配でエアコンの使用を控えている」と悲鳴を上げている労働者にとって、今回の答申が、生活水準の向上につながる改定となっていないことは明らかです。

「時間額2000円」は私たちの暮らしの実態からの切実な要望です。最低賃金の原則（最低賃金法第9条3項）である「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」を保障する最低賃金に改定することを強く求め、ここに異議を申し立てるとともに再度審議を行い、労働者の暮らしの改善に資する、最低賃金の大幅な引き上げを強く求めます。

以上

2025年8月12日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

全労連・全国一般労働組合東京地方本部
中央執行委員長 山田 博樹

東京最賃審議会の答申に対する異議申立書

去る8月7日に開催された東京地方最低賃金審議会は、東京都の最低賃金について「63円引上げ、時間額を1,226円とする」改訂決定の答申を行いました。これについて、下記のとおり異議を申し立て、審議のやり直しを要請します。

私たち全国一般は、先月提出した「意見書」でも申し述べたとおり、民間の中小零細企業の職場が多く、その賃金実態は、定昇制度もなく、賃上げもままならず、初任給も15年も20年も据え置かれており、最賃が上がらなければ賃金も上がらないのが実情です。今年の春闘での賃上げも、多くの職場では、今の異常な物価高騰を補填するものにはなっていません。実質賃金も6ヶ月連続でマイナスになっています。

今回出された答申は、当労組が出した意見書を含め、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われません。もともと先進国で最低と云われる最賃であり、そして物価高騰が続く下では、今回の答申はとても容認できるものではなく、現行最賃で苦しい生活を余儀なくされている多くの労働者からは、「時給2,000円は必要だ」との切実な声が上がっています。

審議会は意見陳述を拒否していますが、時給2,000円以下では、今、どれだけ大変な生活を強いられるか、労働者の話を直接聞くべきです。首都圏で意見陳述を拒否しているのは東京だけです。改めて私たちの意見を真摯に受け止めて頂き、以下の要請事項の実現に向けての審議のやり直しを要請します。

記

1. 東京では今すぐ時給1,500円以上とする大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 貧困にあえぐ労働者の意見を受け止めた審議・答申を求めること
3. 審議会の全面公開と労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2025年8月12日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合品川支部
執行委員長 小林 紀久夫

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の6月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は6か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、耐えられません。身心を壊しかねません。

また、我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。2024年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は46.8%にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。また、2024年の平均為替レートで円に換算すると、各国の最低賃金額は、日本の1,055円に対して、イギリスは2,316円、フランスは1,930円、韓国は約1,096円です。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。1,500円（東京では1,700円）を目指すためには、これでは足りません、低すぎます。失われた30年を取り戻すために、先送りしている暇はありません。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月8日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合渋谷支部
執行委員長 小倉 常良

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げ、時間額1,226円とする旨の答申について、現場で働く建設業者として、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

私たちの現場は、真夏は灼熱の中で鉄骨を組み、真冬は凍える風の中で足場を上がり降りします。安全帯やヘルメットは命を守る道具ですが、それだけでは守れないのが「生活」です。

今の最低賃金では、若い人たちがこの仕事を選びません。残っているのは高齢の職人ばかりで、現場は日々ギリギリの人数で回しています。休みを減らし、長時間働き、体を壊して辞めていく仲間も少なくありません。このままでは、安全も品質も守れなくなります。

私たちは「安く使われる労働力」ではなく、都市を支える誇りある職人です。最低賃金が生活に届かない金額のままでは、誰もこの仕事を続けられません。人が減れば工期は延び、事故のリスクも高まります。それは私たちだけでなく、東京で暮らすすべての人に影響します。

建設現場の声を、数字だけでなく人間の声として受け止めてください。生活できる賃金を確保することは、安全なまちづくりの土台です。

今回の答申は到底不十分であり、物価高騰を上回る大幅な引き上げ、少なくとも全国一律1,500円、東京で今すぐ1,700円以上に向けて、再度諮問されるよう強く求めます。

2025年8月12日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合葛飾支部
執行委員長 井岡 進

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出されています。食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020年代に1,500円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025年8月14日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合台東支部
執行委員長 寺山 邦裕

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

建設業では2025年2月の「毎月勤労統計調査」によれば、現金給与総額は前年から5.7%上昇し38万1,155円に達しましたが、物価高騰に対して実質賃金指数は減少しています。特に所定内賃金はわずか1.3%増に留まり、実質賃金は追いついていません。

また、資材価格の高騰も深刻で、日本建設業連合会の報告では、土木分野における資材価格が2021年比で36%上昇し、直近4年間で建設コスト（材料費・労務費）は25～28%上昇との試算があります。こうした高コスト構造の中で今回の最低賃金の上昇幅だけでは、技能者や一人親方の生活を支えるには到底足りません。

加えて、建設業では高齢化と人手不足が進行しており、国土交通省によれば、就業者のうち55歳以上が約36.6%、29歳以下は約11.6%と若手が少なく、技能継承が危機に瀕しています。都市部の賃金水準は生活コストと物価に見合っておらず、最低賃金に影響されやすい若年層の業界参入意欲を削ぎかねません。

以上より、東京都の地域特性を踏まえた「実態に即した最低賃金水準」の再検討を強く求めます。生活費の高い都内においては、単なる全国平均ベースではなく、物価上昇、建設資材・労務費の急騰、高齢化と人手不足を考慮した「持続可能な賃金政策」が必要不可欠です。本件は、生活と産業の安定を左右する重大な政策課題として、厳粛にご検討いただくよう、御願い申し上げます。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
執行委員長 太田 克宏

[Redacted signature area]

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出されています。食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020年代に1,500円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第一分会 分会長 佐久間 好児

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の6月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は6か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、耐えられません。身心を壊しかねません。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第九分会 分会長 中竹 誠一

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

時間額1,226円では日々の生活もままならず、労働力の質的向上もとても望めません。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第五分会 分会長 常盤 富男

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

時間額1,226円では日々の生活もままならず、労働力の質的向上もとても望めません。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第三分会 塩野 明彦

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、建設業小規模事業所の事業主の声「職人の賃金を上げたい。でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営はたいへん。お客さんや会社に請求しているが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」にある通り、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第十分会 分会長 今西 正史

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

時間額1,226円では十分な国内消費が望めず、国内経済の健全な経済発展はとてもできません。内需拡大を進め、好循環の経済を進めるためにも、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第七分会 書記長 大内 貴宏

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

そもそも最低賃金は労働者の生計を維持できる下限の賃金であり、労働者のみの生計費の絶対水準を決めるべき。事業主の支払い能力を金額の基準に入れるべきではありません。中小企業については別な支援策を講じてください。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第二分会 分会長 西谷 元之

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。2024年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は46.8%にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。また、2024年の平均為替レートで円に換算すると、各国の最低賃金額は、日本の1,055円に対して、イギリスは2,316円、フランスは1,930円、韓国は約1,096円です。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第八分会 坂爪 幸男

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

非正規雇用の労働者も増えており、時給額1,226円では生活に必要な費用を賄えません。この状態では労働者の生活の安定はできません。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第四分会 宮澤 裕



8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

非正規雇用の労働者も増えており、時給額1,226円では生活に必要な費用を賄えません。この状態では労働者の生活の安定はできません。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
第六分会 分会長 洲鎌 太

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

時間額1,226円では十分な国内消費が望めず、国内経済の健全な経済発展はとてもできません。内需拡大を進め、好循環の経済を進めるためにも、改定金額の諮問を再度行ってください。

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月15日

練馬区労働組合総連合
代表 岸 隆雄

異議申し出書

令和7年8月7日、東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対し答申された「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申はとうてい容認できません。

私たち労働組合に寄せられる労働相談でも、非正規労働者を中心に最低賃金額で働く就業者が極めて多く、「かつてワンコイン(500円)で昼食を済ませていたが、今はとてもその金額では食事もままならない」「酷暑の中でも電気代を考えると冷房も節約せざるを得ない」など多数声が寄せられています。

物価高騰が続き、実質賃金が6カ月連続でマイナスとなる中、今後さらなる生活悪化を懸念する労働者が続出していることも明らかです。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

以上

2025年 8月18日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

実質賃金が6カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

これまで経験したことのない物価高騰が長期に続く中で、私たちの生活はとても苦しくなっています。物価高騰に合わせて本来賃金も上昇すべきですが、春闘において一部の労使間で賃上げが行われましたが、それは働く者全体から見ればごく一部です。働く者全員に影響を及ぼす最低賃金の引上げこそ、賃金上昇のトレンドを作り出す最も効果的な方法です。最賃の大幅引き上げによる労働者の所得大幅増が、ひいては消費性向を押し上げ、経済の活性化にも貢献します。しかしながら、この度の答申ではわずか時給63円アップと、1日8時間フルタイムで月22日働いても月額で11,088円の増額でしかありません。これでは増税、社会保険料増、そして物価高騰による生活費負担増で飲み込まれ、およそゆとりなど生まれようもありません。今こそ最賃大幅引き上げへと舵を切るべきです。

しかしながら、この度の答申も従来の政策の枠を越えることはできていません。それは依然として企業の支払い能力論に重きを置いているからではないでしょうか。果たしてこの支払い能力論には根拠があるのでしょうか？2024年7～9月期の法人企業統計によると、資本金10億円以上の全産業（金融・保険業含む）の内部留保は553兆円と過去最大を更新し、前年同期にくらべ26兆円の増加でした。また、中小企業も企業業績は一様ではなく十分支払い能力のある企業も多数存在します。一部の厳しい下請け零細企業に対しては価格転嫁できる環境づくりや元受け大企業へのフェアトレードの徹底など企業収益の下支えをする政策こそ必要であり、人件費抑制を助長する政策は企業の活力をそぐ愚策です。いまこそ生計費原則に基づく最低賃金の引き上げを求めます。

(組合・団体名) コミュニティユニオン東京渋谷支部

(代表者名) 執行委員長 井上 敬亮

2025年 8月18日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

実質賃金が6カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

私たちの要望

これまで経験したことのない物価高騰が長期に続く中で、私たちの生活はとて苦しくなっています。物価高騰に合わせ本来賃金も上昇すべきですが、春闘において一部の労使間で賃上げが行われましたが、それは働く者全体から見ればごく一部です。働く者全員に影響を及ぼす最低賃金の引上げこそ、賃金上昇のトレンドを作り出す最も効果的な方法です。最賃の大幅引き上げによる労働者の所得大幅増が、ひいては消費性向を押し上げ、経済の活性化にも貢献します。しかしながら、この度の答申ではわずか時給63円アップと、1日8時間フルタイムで月22日働いても月額で11,088円の増額でしかありません。これでは増税、社会保険料増、そして物価高騰による生活費負担増で飲み込まれ、およそゆとりなど生まれようもありません。今こそ最賃大幅引き上げへと舵を切るべきです。

しかしながら、この度の答申も従来の政策の枠を越えることはできていません。それは依然として企業の支払い能力論に重きを置いているからではないでしょうか。果たしてこの支払い能力論には根拠があるのでしょうか？2024年7～9月期の法人企業統計によると、資本金10億円以上の全産業（金融・保険業含む）の内部留保は553兆円と過去最大を更新し、前年同期にくらべ26兆円の増加でした。また、中小企業も企業業績は一様ではなく十分支払い能力のある企業も多数存在します。一部の厳しい下請け零細企業に対しては価格転嫁できる環境づくりや元受け大企業へのフェアトレードの徹底など企業収益の下支えをする政策こそ必要であり、人件費抑制を助長する政策は企業の活力をそぐ愚策です。いまこそ生計費原則に基づく最低賃金の引き上げを求めます。

(組合・団体名) 渋谷区労働組合総連合

(代表者名) 議長 田辺 勝彦

2025年8月18日

東京労働局長 増田嗣郎 殿

東京地方労働組合評議会女性労働者代表
議長 結城 裕子

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議 ～こんな低い最低賃金では、女性は貧困から脱出することが出来ません 最低賃金額の抜本的見直しを～

東京地方最低賃金審議会が8月7日に答申した「東京都最低賃金審議会の改正決定」は、時間額1,226円となっています。過去最高の引き上げ額とはいうものの中央最低賃金審議会の低すぎる目安額から1円たりとも引き上げがありません。異常な物価高で苦しむ労働者を顧みない答申額に対し、異議を申し立てます。

審議会では、最賃近傍に働く当事者が直接意見陳述をする機会がないだけでなく、傍聴機会も限られました。私たちは今年も最賃引き上げにむけて個人意見を集めましたが、「どこまで我慢したらいいのか、我慢も限界」「みんな悲鳴をあげている」「子どもがいつまで経っても独り立ちできない」「年金が少ないため70歳を過ぎても未だに働いている」など、物価高のなかで生活するのが精一杯、最賃の大幅引き上げを切望する声が多く寄せられていました。

今回答申された最賃額では、健康で文化的な生活を営むことは到底できません。私たちの声をきちんと反映した議論がなされたのか、異常な物価高をどう考慮したのか、最賃近傍で働く労働者の生活を想定した金額なのか、甚だ疑問です。また、石破首相が掲げる2020年代までに全国平均1,500円という目標も、このままの引き上げペースだと達成不可能です。

私たちが2019年に行った最低生計費試算調査を物価高騰の状況を踏まえてアップデートした結果、都内で普通に働き暮らすためには、時間額2,000円は必要との結果が出ました。本来賃金は「8時間働けば経済的な心配なく暮らせる水準」が必要ですが、答申された時間額1,226円では貧困と格差の解消ができません。女性や若者の貧困が将来にわたって放置されることとなります。

今年6月、世界経済フォーラムがジェンダーギャップ指数を発表しました。日本は148ヶ国中118位と、G7では相変わらず最下位です。とりわけ、経済分野での遅れが顕著で、男女の賃金格差の是正が大きな課題となっています。女性労働者の半数以上は非正規雇用で働き、その半数が年収200万以下と、多くの女性が最賃近傍で働いています。男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は5割以下です。最低賃金の引き上げは、女性労働者の賃金底上げにつながります。

実質賃金が上がらないなか、物価高で大きな打撃を受け、生活が立ちゆかなくなる労働者が増えています。このような時だからこそ、諸外国のように国や都が中小零細企業への直接的な支援を行い、賃金の下限である最低賃金を大幅に引き上げていくことが必要です。最賃2,000円は、最低限の生活に必要な金額で、かつ現状を打開していくために必要なものです。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう、強く促すことを求めます。

東京労働局長 増田 嗣 郎様

2025年8月22日

最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京

呼びかけ団体 ・ 下町ユニオン ・ 郵政産業ユニオン 東京地方本部
・ 全国一般全国協議会 ・ めぐるユニオン ・ 練馬全労協

『東京都最低賃金の低額・低率・密室改定に異議を申し立てます』

2025年8月7日、東京地方最低賃金審議会(以下「審議会」と略)は、東京都最低賃(以下東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の63円(5.4%)引き上げを答申しました。私たち最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京は、7月17日東京最低賃金大幅引き上げの要請を行い、意見書を提出しました。

2025年東京最低賃金の審議にあたり、以下要請します。

- 1：東京最低賃金を100円以上引き上げ、2026年までには1500円以上に引き上げること。
- 2：そのために、年2回最低賃金改定を行うこと。
- 3：中央最低賃金審議会の目安によるのではなく、「全国」と「東京」を比較した検討数値に基づき 東京の最低賃金を検討すること。
- 4：すべての審議の公開、傍聴制限の撤廃、資料・議事録などの迅速なホームページでの公開を行うこと。
- 5：東京最賃審議に、最低賃金で暮らす労働者の声を直接反映するため、審議員公募・意見陳述 実施、アンケートや実態調査、参加しやすい意見公募、パブリックコメントを行うこと。
- 6：2025年審議にあたり、広く「意見書」を求めること。最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京はこの意見を提出し、東京地方最低賃金審議会での口頭意見陳述を求めます。

しかし8月7日の答申に向けて、第449回審議会と計6回の専門部会が開催された模様ですが、その日時・場所・提出資料・検討の内容は全く公開されていません。私たちの要請への回答は全くなく、意見がどう取り上げられてのかも全く不明です。このため答申内容に異議を申し立てます。

1、全国一低額(63円)、低率(5.4%)の東京最賃引き上げはあまりに低すぎます

8月4日、中央最低賃金審議会は25最賃改定の目安(以下、「中賃目安額」と略)を全国63円/64円としました。8月12日現在、鳥取県の7円をはじめ15都道府県中10県で中賃目安に各県で上乗せ答申がなされ、各県で昨年に引き続き中賃目安額を上回る答申が続いています。

しかし東京地方審議会は、13年連続となる中賃目安額どおりの答申を行いました。一度も上乗せが無かったのは、47都道府県の中で東京だけです。結果として東京最賃は全国一の低額・低率の引き上げになっています。

2、密室の中賃目安どおり答申で、「実質賃金低下」の低額改定は認められません

最低賃金周辺の賃金で暮らす労働者は、東京では全労働者の4分の1以上にあたりますが、今回の最低賃金5.4%引き上げは、物価上昇に全く追いつかず、「実質賃金低下」です。審議の内容が全く非公開ですので、東京の実情をつかみ最低賃金を検討しているのか疑問です。公開の審議会での再審議を求めます。

以上

東京労働局長
増田 嗣郎 様

東京医療労働組合連合会
委員長 嘉瀬 秀治

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていない。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の東京都最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円以上は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2025年8月18日

異議申し出書

東京土建一般労働組合
中央執行委員長 中村 隆幸

東京地方最低審議会が東京労働局長に対して行なった、63円引き上げて（引上げ率5.42%）、時間額1,226円とする旨の答申に異議を申し上げ、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。以下の理由によります。

理由

私たちは、都内11万人の建設従事者を組織する建設労働組合です。

2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出ています。答申の63円の引き上げ、時間額1,226円は、およそ700円も下回り、まともな生活を営むことはできません。私たちは、最低賃金を1,500円以上、さらに、調査結果に基づき生活に必要な水準まで大幅に引き上げることを求めます。

国は、2024年、第三次・担い手3法（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律）を改正しました。適正な水準の労務費等の確保と賃金の行き渡りが目的です。低賃金、長時間労働にあった建設技能労働者は、入職者が減り、高齢化が進みました。今後の担い手の確保が困難となり、それにより、社会インフラの整備が滞り、国民・住民の安全、安心な生活環境を維持しえなくおそれがあるからです。この法改正に即して、今春、国土交通省と建設業団体は技能労働者の賃金について、「おおむね6%上昇」を申し合わせています。

このように、国として賃金引き上げを進めている中で、私たちは6%でも十分と思っ
ていませんが、今回の引上げ率5.42%は、その6%さえを下回っており、私たちとしては納
得いくものではありません。

最低賃金を大幅に引き上げて、まともな生活を保障してください。また、第三次・担い
手3法の目的をふまえて、その施行を確実なものにするためにも、最低賃金の大幅な引き
上げを求めます。

つきましては、東京労働局長におかれては再度諮問を行なって頂き、審議会での建設的
な議論によって、中小零細企業への支援とともに、労働者・国民が求める最低賃金の大幅
引き上げを実現してください。

以上

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合北支部
執行委員長 渡邊 浩志

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、建設業小規模事業所の事業主の声「職人の賃金を上げたい。でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営はたいへん。お客さんや会社に請求しているが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」にある通り、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合村山大和支部
執行委員長 亀澤 明彦

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

現在、物価高には追いつかないものの、賃金は上昇してきています。その流れ中では、賃金の上昇が物価高を引き起こしている側面も否定できません。さらなる賃金を優先した施策の必要性に迫られているのではないのでしょうか。このままでは賃金は上昇しても、それ以上の物価高が予想されます。

そもそも市場が決める賃金は、労働の価値を表していません。そのことが健全な賃金の上昇、経済の発展を阻害しているように思えます。すでに明かのように、物価高を上回る賃金の上昇なくして健全な経済はありません。

まずは東京都が賃金上昇への大いなる決意を表す必要があります。そのためには今年度すでに1,500円を最低賃金とする大幅引き上げにむけて、再度、改定金額の諮問を行ってください。

都民の命と暮らしを守るために、是非ともお願いします。

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合目黒支部
執行委員長 佐藤 忍

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出されています。食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「20年代に1,500円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。2024年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は46.8%にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。また、2024年の平均為替レートで円に換算すると、各国の最低賃金額は、日本の1,055円に対して、イギリスは2,316円、フランスは1,930円、韓国は約1,096円です。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

改定金額の諮問を再度行ってください。

東京労働局長 増田 嗣 郎様

2025 年 8 月 20 日

橋本策也(めぐろユニオン)

『東京都最低賃金の低額・低率改定に異議を申し立てます』

2025 年 8 月 7 日、東京地方最低賃金審議会(以下「審議会」と略)は、東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の 63 円(5.4%)時給 1226 円へ引き上げを答申しました。私はめぐろユニオン・目黒地区労働組合協議会(略称:目黒労協)に所属し、労働相談への対応、最低賃金の啓発・普及宣伝行動等の取り組んでおります。2025 年 6 月 27 日には、東京都の最低賃金審議の情報公開、透明度アップにむけ、「意見書」を提出し、貴審議会での口頭意見陳述を求めました。しかし今日まで第 449 回審議会と計 6 回の専門部会が開催された模様ですが、その日時・場所・提出資料・検討の内容は全く公開されておらず、要請への回答は全くなく、意見がどう取り上げられたのかも全く不明です。このため審議会答申による東京最低賃金改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと「低額」改定額のさらなる上積みを求めます。

1: 上乗せなしの中賃目安額どおりの引上げ 13 年連続となります。

8月4日、中央最低賃金審議会は25最賃改定の目安(以下、「中賃目安額」と略)を全国63円/64円としました。8月12日現在、鳥取県の7円をはじめ15都道府県中10県で中賃目安に各県で上乗せ答申がなされ、各県で昨年に引き続き中賃目安額を上回る答申が続いています。

昨年2024年は、徳島県での84円を筆頭に、全国27県で中賃目安額への上乗せがおこなわれました。これらは各県審議会での真摯な議論によるものです。徳島県後藤田知事は、最低賃金引き上げが人材確保に不可欠として徳島最低賃金審議会に意見陳述をされました。

しかし東京地方審議会は、13年連続となる中賃目安額どおりの答申を行いました。一切上乗せが無かったのは 47 都道府県の中で東京だけです。結果として東京最賃は昨年に続き全国一の低額・低率の引き上げになっています。しかも密室の審議によりその理由が全く分かりません。審議をやり直し、公開での再検討を求めます。

2: 東京の最低賃金は全国最高といわれますが、引上げ率では過去10年全国最低です。

この「中賃目安どおり」の最賃決定のため、東京の最賃引き上げは、全国平均よりはるかに低く押しとどめられています。

12年の最低賃金引上げ率

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	平均
全国	2.09	2.31	3.13	3.04	3.07	3.09	0.11	3.10	3.33	4.5	5.1	6.0%	3.24
Aランク	2.27	2.34	2.86	2.22	2.93	2.96	0.10	2.87	3.09	4.2	5.0	5.6%	
東京	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.96	3.8	4.49	5.4%	3.18

3: 実情の検討抜きの東京最賃の抑え込みが全国最賃の抑え込みを生んでいる

東京の最低賃金は、2024 年 1163 円と全国最高だが、過去 11 年引き上げ率では全国の引上げを大きく下回っています。2024 年東京 50 円引上げは 4.49%アップで最低。全国では 16 県が 6%以上が引上

げています。引き上げ額においても徳島県の84円をはじめ27県が東京を上回っています。2025年も東京答申なら63円:5.4%の引上げとおそらく全国最低引き上げ率・引き上げ額となってしまいます。

最低賃金引き上げに際して計算される「加重平均額」は、都道府県別の労働者人口をもとに計算するものですが、その労働者人口比はAランク地域でほぼ全体の半数、東京と神奈川で約4分の1に相当します。東京最賃の引き上げは最賃加重平均額にどこよりも多大な影響を与える、逆に言えば東京の最賃を抑え込まなければ、日本の最賃はもっと上がったのです。東京最賃審議会による中賃目安額どうり答申は全国の最低賃金を抑え込んできました。全国一律でなく都道府県別とするなら、東京の労働者の暮らしに即した最賃額の検討・設定こそが貴審議会に求めます。

4：物価上昇 東京の物価高に応じた最低賃金を求めます。

東京の物価上昇率は依然高い水準にあります。

物価指数（持ち家の帰属を除く総合）目小委資料＋最新総務省統計により作成

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025.5
全国	3.3	1.0	△0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△0.3	3.0	3.8	3.3	4.1
東京	3.0	1.0	△0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△0.3	3.0	3.9	2.5	4.0

直近の物価上昇率 対前年同月比 2025年4月

2020年を基準(=100)とする物価指数（総務省統計局）

	持ち家の帰属を除く総合	基礎的支出項目	頻繁に購入する品目	全国加重平均最低賃金	東京都最低賃金
2021年10月	99.9	102.0	103.1	930円	1041円
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961	1072
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004	1113
2024年10月	112.2	114.6	118.6	1055	1163
上昇率				13.4%	11.7%

この5年間で最低賃金は全国加重平均では13.4%上昇していますが、東京最賃は頻繁に購入する品目の上昇にすら追いついていません。最低賃金でも実質賃金低下です。

また、「持ち家の帰属をのぞく総合」に比べより生活に直結した「食料」「生鮮をのぞく食料」「穀類」さらには「家賃」「光熱水道」などでは、直近の東京の物価上昇率は、依然高いといえます。

	総合物価指数	持ち家の帰属を除く総合	食料	生鮮を除く食料	穀類	持ち家の帰属を除く家賃	光熱水道		
全国	2.5	4.1	6.5	7.0	27.4	0.5	8.4		
東京	2.2	4.0	5.8	6.9	23.5	1.7	7.1		

中賃目安小委員会公益員見解では、次のような物価指標が取り上げられていますが、この全国指標に対応する東京の統計数字は検討されたのでしょうか。

「頻繁に購入」する品目

2024年10月－2025年6月、平均4.2%

前年同期の平均5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

「基礎的支出項目」

2024年10月－2025年6月、平均5.0%

前年同期の平均2.9%に比べ高い上昇率となっている。

「1か月に1回程度購入」する品目

2024年10月－2025年6月、平均6.7%

前年同期の平均1.1%から大幅に高い水準で推移している。

4：エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）東京が極めて高い

同様に、2025年中賃目安小員会公益員見解で着目されたエンゲル係数は東京が極めて高い。東京最賃審議会はこれを検討したのでしょうか？

全国 勤労者世帯 26.5%

勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」 27.5%

東京 全世帯・エンゲル係数 28.9%（2024：28.7%）

（東京都の統計 <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/seikei> より）

5：東京は急激な不動産価格の上昇、家賃上昇が働くものを直撃している。

東京では、新築マンション価格高騰から急激な中古マンション価格高騰、そして賃貸家賃高騰が続いています。中央最賃審議会の目安には反映されない「東京の特殊事情」として、この影響を検討すべきです。

Yahooニュース8月12日より

不動産経済研究所によれば、東京23区の2025年上半期（1～6月）の新築分譲マンション価格は、1億3064万円（前年同期比で20%上昇）と過去最高値を更新した。

日経新聞7月25日報道より

「不動産情報サービスのアットホーム（東京・大田）が24日発表した6月の東京23区の賃貸マンション平均募集家賃は、単身者向け（専有面積30平方メートル以下）が前月比1.0%高の10万1623円だった。東京23区は前年同月と比べて8.9%上昇した。集計を開始した2015年1月以来の最高値を13カ月連続で更新した。」

日経新聞4月22日報道より

不動産情報サービスのアットホーム（東京・大田）が22日に発表した3月の東京23区の賃貸マンション平均募集家賃は、カップル向け物件が前月比1%高い16万3554円だった。集計を始めた2015年1月以来の最高値を28カ月連続で更新した。

6：東京の賃金上昇に見合った東京最賃を求めます。

25 春闘結果、東京都産業労働局都内 1000 労働組合の調査結果は、今年の日商、厚労省集計などの全国水準を大きく上回り、連合中小結果に近づいています。

経団連	大手数 500 人以上	5.38%	5 月 22 日
	中小 500 人未満		
連合	全規模	5.26%	6 月 2 日
	中小 300 人未満	4.70%	
	有期・短時間・契約等労働者	時給 67.02 円上昇（加重平均）5.81%	
日商	20 人以下	4.03%	6 月 4 日
厚労省：対前年比賃金 労働時間指標	30 人以上	3.4%UP	5 月 22 日
	5～29 人	3.0%UP	
	パートタイム時間当たり	4.3%UP(1357 円)	
都産業労働局集計 *	規模別・全産業総計	4.66%	5 月 15 日

*「東京都産業労働局 5 月 15 日 春季賃上げ要求・妥結状況(中間集計)「都内の 1,000 労働組合を対象に、春季賃上げ要求・妥結状況を調査」

この東京都産業労働局統計は、2025 年 6 月 30 日第 447 回東京最賃審議会の資料でも取り上げられました。連合東京や経営者団体の資料も提出・検討が望まれます。議事・資料の公開が必要です。

7：支払能力に問題ない公共部門の賃金引き上げのために最賃引き上げが必要です。

東京では、公共部門関連で最低賃金近傍の賃金が多くみられます。自治体雇用の会計年度任用職員や、委託・指定管理による施設管理、図書館、学校給食、学童保育、保育園、介護施設など「官製ワーキングプア」労働者が、最低賃金に張り付いています。公契約条例制定自治体でも同様で、支払い能力は問題にならない公共部門関連労働者に、最低賃金大幅引き上げが必要です。

公契約条例 2025年度下限報酬額では(2025.5 目黒労協調べ)

目黒	世田谷	新宿	渋谷	杉並	中野	北区	江戸川	足立	千代田	文京	多摩	日野	国分寺
1298	1460	1438	1426	1400	1380	1368	1350	1350	1335	1295	1239	1238	1223

8：スキマバイトでは30%の「手数料」、企業は実質時給1500円以上を負担しています。

近年急速に広がっている「スキマバイト」。アプリを介した仕事紹介が、飲食・販売のみならず介護業界などにも広がっています。「非正規労働者の権利実現全国会議」主催の学習会での報告では、「スキマバイト、3400万人、タイニー1社で1000万人」東京でも多数の労働者が従事しています。アプリ運営のタイニー社には30%の手数料が入る。時給1200円として、雇い主は、タイニーに時間当たり360円はらい、1560円支出。東京の企業でもタイニー使う企業は、人手確保には時給1500円で雇用する支払い能力があることがわかります。

9：ひとり親家庭の家計を支えられる最低賃金を求めます。

膨大に膨らんだ非正規低賃金労働者はすでに家計補助パートでも、学生アルバイトだけでもないシングルマザーや就職氷河期世代など扶養家族・家計を支える労働者が多数含まれます。

6月27日提出の「意見書」でも提起しましたが、全国でも最も多数の母子世帯を抱える東京において最低賃金の在り方として検討すべきと考えますが、審議されたのでしょうか？

ILO条約第131号(1970年ILO採択、1971年日本批准)も「労働者及びその家族の必要であって国内の賃金の一般的水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的な生活水準を考慮に入れたもの。」としています。若年単身を対象とした基準でなく家族の生計を支えられる最低賃金へ、生活保護基準も有扶養家族モデルに切り替えるべきです。

生活保護基準額(厚生労働省が挙げている例) <https://www.mhlw.go.jp/content/001106332.pdf>

母子世帯(30歳、4歳、2歳) 196,220円 令和5年10月1日 東京都区部

☆月170時間働くとして、時給換算1154円になります。

☆生活保護世帯では不要な、公租公課(健康保険9%、年金6%、介護3%、労災・雇用保険0.6%、さらに税を加えると1.3倍以上の賃金が必要です。時給換算1500円になります。

東京の母子家庭

全国1位の世帯数、93%が就労するが、非正規が37%以上。年収300万円未満が約半数、200万円以下も3割以上。6万世帯近くが最低賃金水準と思われる。

	母子世帯数	就業率	パートアルバイト派遣等	平均年間就労収入	年収300万円未満	年収200万円未満	持ち家以外
全国	119.5万世帯	86.3%	38.8%	236万円			
東京	116,200世帯*1	92.7%	36.7%		48.8%	30.5%	57.5%

全国：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要」令和4年12月26日

東京都：東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』の結果 2023.11

*1 東京母子世帯数：「女性活躍推進計画」2023年1月1日現在

東京都支援事業

この母子家庭には「東京都ひとり親家庭自立支援計画」など様々な支援事業が行われており、雇用事業主向けの支援も見られます。まずは地域最低賃金を大幅に引き上げ、中小企業など必要な雇用者には賃上げを支援する方策は十分とれます。

10：最低賃金の国際的指標を勘案して東京の最低賃金大幅引き上げが必要です。

EU 最低賃金指令では、以下の水準を加盟各国に求め、EU 圏内の日本企業も対象になります。

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025（原案）2025年6月6日 p61 より

「EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。」

これを東京に当てはめると以下になります

	平均年収	時給換算	平均値50%	中央値	時給換算	中央値60%
令和4年賃金構造基本統計調査 東京都	595,9500	2995円	1497円	449万円	2245円	1347円
2023年 国民生活基礎調査の概況 全国	524,2000	2621円	1310円	405万円	2025円	1215円

年収時給換算（250日×8時間） 厚労省「最低賃金以上か確認する方法」より

11：東京も世界の都市の最低賃金に肩を並べる最低賃金を求めます。

最新の各国の最低賃金 時給

2025年6月 目黒労協調べ

米ワシントン州	2392円	16.66ドル	2025.1～
スイス ジュネーブ州	4222円	24.32 スイスフラン	2024.6～
フランス	1929円	11.88ユーロ	2024.11～
イギリス	2356円	12.21ポンド	2025.4～
ドイツ	2082円	12.82ユーロ	2025.1～
オーストラリア	2481円	24.10オーストラリア\$	2024.7～
韓国(週休手当込)	1252円	1万2000ウォン	2025.7～
日本	1055円(全国)	1163円(東京)	2024.10～

仏・独・英・韓・オーストラリアなど全国一律最低賃金制度を持たない、米・スイスなどでも各州・市ごとに最低賃金が定められており、都市として労働者の実情・生活を見て、賃金を引き上げることが必要です。2024年6月、スイスのジュネーブ州は、住民投票により時給24.32スイスフラン（約4222円）の最低賃金制度導入を決定しました。サンフランシスコ最低賃金は2024年7月1日より18.67ドル/＝2711円であり、これとは別にカリフォルニア州では2024年4月、全米に60店舗以上を持つ州内ファストフード店の労働者を対象とする、時給20ドルの最賃の適用を始めました。日本の最低賃金は低すぎます。

12：密室の東京最賃審議は無効です。最賃労働者の参加、意見陳述を求めます。

- ・韓国の最低賃金決定員会の構成は、厚労使7名ずつで、労使委員の選定に関しては、若者、女性、非正規労働者、中小企業、小商工業者代表を必ず含むよう明文化されています。

・他県では、非正規労働者・最低賃金での生活当事者の最低賃金審議会での意見陳述が積極的に
行われています。最低賃金法 25 条に基づき、東京でも関係労働者の意見を聞いて下さい。

2024最賃審議 東京は情報公開度最低 専門部会は傍聴できないだけでなく議事録も非公開

昨年(2024年)の中央最低賃金審議会の「目安」答申後の最初の東京地方最低賃金審議会は 2024年
7月30日開催。この時は傍聴者若干名:場所は東京労働局ビル内と明示されていました。

この審議会及び専門部会については、私の情報公開請求により、同日初めの審議会本審には 12 名の傍
聴希望があったが 6 名が当選。本審から別室に移って行われた専門部会は 2 名のみの傍聴となったことが
わかりました。また専門部会の開催公示はこの 1 回のみでした。しかしその後「議事要旨」が 1-5 回(5 回は
8月4日開催)までおこなわれたことがわかりました。本審審議会も極めて厳しい傍聴制限、専門部会の 2
回目以降開催は公示もされないことは、全国的にも最も公開度の低い運営でありました。

	資料公開	開催回数	公開	傍聴人数	
中央審議会	即日ホームページで公開		公開	数十名	
同 目安小委	同	5 回	部分公開	同	開催順次公示
東京審議会	開示請求で 3 週間後入手		公開	4-6 名抽選	
同 専門委員会	情報公開請求中	3 回?	今年より部分公開	2 名抽選	2 回目以降は公示なし

2024年 各地方最低賃金審議会 意見陳述

少なくとも以下の県で、委員以外の意見陳述が実施されました。

- ・佐賀県(県副知事も) ・大阪府 ・北海道 ・長崎県 ・滋賀県 ・千葉県 ・鹿児島県
- ・秋田県(参考人意見聴取) ・岩手県(参考人意見聴取) ・宮城県 ・栃木県 ・千葉県
- ・埼玉県 ・徳島県(県知事も) ・宮城県 ・広島県 ・福岡県

2025年 関東各県で意見陳述実施

少なくとも関東 1 都 6 県で、東京都以外では意見陳述が行われています。

- ・茨城県 7月7日 県知事も ・千葉県 8月4日 ・群馬県 8月4日
- ・埼玉県 8月1日 ・栃木県 7月31日

2025最賃審議 448回審議会、第1回専門部会公示されるも開催場所不明。議事内容不明。

449 回審議会、第 2-6 回専門部会は、公示なし。日時・開催場所・議事内容不明

450 回審議会(8/7)は、直前公示でマスコミのみ、傍聴者なしで開催し、「答申」

幾度の要請にも関わらず、2025東京最賃審議は、2024年以上に「密室」「秘密」に徹した運営となりました。
他県の最賃審議では、審議資料の迅速公開、専門部会の部分公開や意見陳述の実施など、審議内容の透明
化が進んでいます。これに比して東京最賃決定の論拠、審議内容が非公開のまま、形だけ「異議申出」を
求めることは、到底理解ができません。

このため答申内容に異議を申したて、審議をやり直し、東京における各要素の公開での再検討を求めます。

以上

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

日本金属製造情報通信労働組合（略称：JMITU）
JMITU目黒地域支部 執行委員長 鳴島 孝

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業利益を重視する経営者は最低賃金の引き上げに反対する姿勢を見せています。一方で、中小企業の経営者の多くは「企業の力は人材だ」と考えています。中小企業の経営者は、社員の賃金を上げ生活苦からの解放を思っているのです。

大企業の下請け関係にある大部分の中小企業は、その力関係から製造単価を上げられる位置にありません。ここには何らかの規制策が必要だと訴えます。今、その規制策がすぐにもできないのであれば、最低賃金の物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

以上

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

2025年8月18日
JMITU東京地方本部
執行委員長 鈴木 透

2025年・東京最賃審議会答申への異議申出書

2025年の東京地方最低賃金審議会の「63円引上げ、時間額1226円」の答申について異議を申し述べます。

働いている人の2人に1人が年収300万円未満という異常な低賃金の状態に置かれています。異常な物価高騰が連続しており、2025年度は、昨年同期比で消費者物価が3%を超える状況が続いています。昨年を大幅に上回る食料品値上げの状況です。

国民生活悪化を食い止めるためにも、いまずぐ最低賃金を時給1500円以上にすることが緊急かつ死活的な問題となっています。それにも関わらず、石破首相は、最低賃金を2020年代中に全国加重平均が1500円となることをめざすと表明しています。随分と先送りしたものです。

春闘では、ここ数年初任給の大幅引上げが続いています。それは、労働組合としても歓迎することです。しかし、経営者側の思惑は、人手不足が深刻となる中、人の奪い合いの状況があるとともに、グローバル展開をしている企業においては、他の先進国と比べて日本の賃金が低いことが背景にあり、人材獲得のためには初任給を大きく引上げざるを得ない実情があります。これは、長年低賃上げとともに初任給を据え置いてきたツケが回ってきたといえます。

このような中においても、大儲けで利益をあげ続けている大企業が非正規雇用のパート・アルバイトなどの労働者を最低賃金に張り付いた時給で安く契約していることが、本来問題であり、最低賃金の上にあぐらをかいているといわざるをえません。

先進国の中で日本だけが賃金が伸びていないことは、政財界も認識しています。石破首相は、持続可能な賃上げをめざすと言っていますが、最低賃金を大幅に引き上げて働く者の所得を増やさなければ、日本の経済成長は望めません。

最後に、日本の未来をつくる若者たちが、①将来に希望を持てるようにすること、②安心して結婚ができ、子育ての心配がないようにすること。これらの事は安定した収入無しには叶えられません。日本の未来のためにも、労働局長として再度改定金額の諮問を行うことを強く求めます。

以上

2025年8月21日

東京労働局長
増田 嗣郎様


生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

令和7年度東京都最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和7年8月7日に示された東京都最低賃金改正決定（答申）について、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

東京地方最低賃金審議会は2025年度の最低賃金の改定決定について、時間給額を63円引き上げ1,226円とする答申を行いました。この改定額は過去最高額ではありますが、昨今の物価高騰による生活の悪化を改善できる額には到底及んでいません。

8月4日に中央最低賃金審議会が出した2025年度の改定目安額は、Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円とした内容でした。これに対し、その後の各地方最低賃金審議会では、現時点で目安額+9円（73円）の鳥取県を筆頭に、目安額+7円（70円）の石川県、目安額+6円（69円）の福井県などと、中央最低賃金審議会が出した目安額に大きくプラスして改定額を決定する地方が続出しています。これは、時給63円の引き上げでは、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できないとの考えの表れです。

東京地方最低賃金審議会においても、東京都で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額として、時間給額1,226円が本当に十分な額と言えるのか、議論を尽くし再考するようお願いします。

以上

2025年8月19日
東京工業大学職員組合
書記長 石山 修

『東京都最低賃金の低額・低率改定に異議を申し立てます』

2025年8月7日、東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金（以下「東京最賃」と略）の63円（5.4%）引き上げを答申しました。東京工業大学職員組合は、以下8月7日の審議会答申による東京最低賃金改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと「低額」改定額の、さらなる上積みを求めます。

1. 全国一低額（63円）、低率（5.4%）の東京最賃引き上げはあまりに低すぎます。

8月4日、中央最低賃金審議会は25最賃改定の目安（以下、「中賃目安額」と略）を全国63円/64円としました。8月12日現在、鳥取県の7円をはじめ15都道府県中10県で中賃目安に各県で上乘せ答申がなされ、各県で昨年に引き続き中賃目安額を上回る答申が続いています。しかし東京地方審議会は、13年連続となる中賃目安額どおりの答申を行いました。一度も上乘せが無かったのは、47都道府県の中で東京だけです。結果として東京最賃は昨年に続き全国一の低額・低率の引き上げになっています。

「最低賃金を2020年代に全国平均で1,500円とする」政府目標達成のためには、毎年7%：90円以上引き上げが必要とされ2025最賃の検討は始まりましたが、それよりはるかに低額・低率です。また下位3ランク県を64円引き上げとしたが、1円+程度では212円（18.2%）以上ある最高（東京）と最低県の格差はとも解消できず、またEU指令などを考慮し「あるべき水準」としての平均賃金の50%や賃金中央値の60%という目標も「今後の検討課題」（中賃公益委員見解）とされたのみです。

2. 密室審議では、東京の実情が検討されたかが全く不明です。

最低賃金の検討で3要素といわれる、労働者の生計費・賃金上昇率・企業の支払い能力について、東京が全国最低である根拠は示されていません。中賃で生計費上昇の一面として考察されたエンゲル係数をみると、全国平均では26.5%に対し、東京は全世帯平均で28.9%（東京都の統計より）。物価統計でも「持ち家の帰属を除く家賃」は全国0.5%に対し東京は1.7%上昇（直近の物価上昇率対前年同月比2025年4月）この不動産価格高騰・家賃上昇のほかにも、東京に多い母子家庭の生活を東京最賃が支えていること、東京では公共部門関連で最低賃金近傍の賃金が多くみられることなど、検討すべき問題は多数ありますが、どのような検討がなされたのでしょうか。

今回の東京最賃答申に向けて、第449回審議会と計6回の専門部会が開催された模様ですが、その日時・場所・提出資料・検討の内容は全く公開されていません。他県の最賃審議では、審議資料の迅速公開、専門部会の部分公開や意見陳述の実施など、審議内容の透明化が進んでいます。これに比して東京最賃決定の論拠、審議内容が非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めることは、到底理解ができません。このため答申内容に異議を申し立て、審議のやり直し及び東京における各要素の公開での再検討を求めます。

以上

2025年8月8日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合荒川支部
執行委員長 津田 宗久

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出されています。食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020年代に1,500円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論も見受けられますが、私たちは、建設業小規模事業所の事業主の声「職人の賃金を上げたい。でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営はたいへん。お客さんや会社に請求しているが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」という経営者の憤りを解消するためにも、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025年8月19日

東京労働局長 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合板橋支部

執行委員長 成瀬 晃一

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

いま、物価高騰、家賃上昇により最低生計費は上昇し続けています。時給1,226円では、まともな生活を営むことはできません。低賃金の構造が、建設業への若者の入職、定着を妨げています。

物価高騰、家賃上昇を上回る大幅引上げがされなければ、官製ワーキングプアを作ることになります。

よって、改定金額の諮問を再度行なってください。

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合杉並支部
執行委員長 鎗田 登美雄

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により検討をお願いします。

非正規雇用で働いて、時間額1,226円の場合、1日8時間働いて9,808円、月20日で計算196,160円。2025年に労働組合が行った東京の最低生計費資産調査結果によれば、25才独身者で北区で時間額1,900円（月額304,000円）、世田谷区で1,977円（月額316,320円）が必要と出ています。

最賃の月額からおよその社会保険料・所得税を差引くと、手取りは16万円弱。食料品から生活用品まで、何もかもが高騰する中で、家賃を払って生活することは困難です。酷暑の中で冷房代を節約するなどして、食べていくのもやっと。余暇を過ごすことも出来ません。実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月20日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合調布支部
執行委員長 佐藤 眞理子

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の6月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は6か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。

熱中症対策の義務化により、休憩時間の増加繋がり、稼働時間は短縮されました。しかし、短縮の影響により、労務費の減少に繋がってしまうケースもありました。命を守る為の処置にも関わらず、賃金が下がる結果は到底受け入れる事は出来ません。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合 港区支部
執行委員長 出井 章

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の6月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は6か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、耐えられません。身心を壊しかねません。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 様

豊島春闘共闘会議
議長 土多 松雄

東京都最低賃金改定に係わる異議申し出

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1,226円に改正することが適当である」とする答申は、現在の諸物価高騰による生計費を反映したものとなっておらず容認できません。

物価の高は労働者と国民の日々の生活を直撃しています。新聞などの報道にもあるとおり、コメをはじめ食料品の高騰により贅沢品はもとより、食費する削らざるを得ない状況があります。また、東京では再開発事業による高層マンションの建設により分譲住宅や賃貸住宅などの家賃も高騰しています。結果としてこの間の実質賃金は6ヶ月連続でマイナスが続いている事態です。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

目黒自動車交通労働組合
執行委員長 知念 正男

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、中小企業経営者の声「社員の賃金を上げたい。でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営は大変。お客さんや親会社に請求しているが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」にある通り、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

大企業ばかり税制で優遇するのではなく、苦しい経営の中でも、まじめに納税している中小・零細企業にこそ、税や社会保障の面で援助を強めて下さい。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

以上のことから、改定金額の諮問を再度行うことを、強く要望するものです。